

## 使用料の改定内容（歴史民俗博物館）

### 改定の内容

改定前				改定後			
入館料				入館料			
区分		常設展示		区分		常設展示	
		個人	団体			個人	団体
市外に住所を有する者		市内に住所を有する者及び市外に住所を有する小学校就学前の者		市外に住所を有する者		市内に住所を有する者及び市外に住所を有する小学校就学前の者	
		小学校、中学校又はこれらに準ずる学校の児童又は生徒				小学校、中学校又はこれらに準ずる学校の児童又は生徒	
		高等学校、大学又はこれらに準ずる学校の生徒又は学生				高等学校、大学又はこれらに準ずる学校の生徒又は学生	
上記以外の者		200円	150円	上記以外の者		300円	250円

### 改定の適用日

令和4年10月1日

### 問い合わせ先

歴史民俗博物館 ☎587-4410